

呉市文化財ストーリーブック作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、令和6年7月に文化庁の認定を受けた呉市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）に基づき歴史文化の魅力を発信するための呉市文化財ストーリーブックの作成にあたり、最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

呉市文化財ストーリーブック作成業務（以下「業務」という。）

(2) 目的

呉市では大和ミュージアムを核としながら、日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」のストーリーを活かしたまちづくりを行ってきたが、一方で歴史文化を育んだ豊かな自然、自然と共生する中で形成された暮らしや習俗、海上交通の要衝として発展した町並みや産業といった、多様な歴史文化の魅力が十分に発信されてこなかった。

こうした中、呉市においては、未指定文化財を含めた文化財の保存・活用に関して市が目指す将来的なビジョンや事業の体系化を図るとともに、様々な主体者と連携体制を構築し、一体となって文化財を活かしたまちづくりを推進するため地域計画を策定したところである。

地域計画においては、未指定文化財を含めた文化財の積極的活用を推進するため、「関連文化財群」と呼ばれる歴史文化の特徴によって紡がれる7つのストーリーを設定し、様々な事業を展開していくこととしている。

そのため、関連文化財群を中心とした呉市文化財ストーリーブックを作成することで、呉市の歴史文化の魅力を十分に周知し、地域住民や市民団体、事業者、調査研究機関等による文化財の保存・活用事業への参画を促進するものである。

(3) 業務内容等

業務内容については、別紙「呉市文化財ストーリーブック業務仕様書」のとおりとする。

なお、実施にあたっては、本プロポーザルで優先交渉権者となった事業者の提案した企画提案を調整の上、実施することとする。（仕様の詳細は、契約時に協議して定める。）

(4) 業務の期間

契約締結日から、令和8年3月31日(火)までとする。

(5) 委託額（限度額）

金2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 応募者の参加資格

(1) プロポーザルに参加する者は、法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 消費税、地方消費税その他市区町村民税を滞納していないこと。

(5) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

4 スケジュール

実施要領等の公開	令和7年7月2日(水)
参加申込書の受付	令和7年7月2日(水)～令和7年7月18日(金)17時まで
質問書の提出	令和7年7月9日(水)17時まで
質問への回答期限	令和7年7月14日(月)
企画提案書等の受付	令和7年7月18日(金)～令和7年8月1日(金)17時まで
選定委員会の実施	令和7年8月中旬
結果通知	令和7年8月中旬
契約締結	令和7年8月下旬

※上記予定は変更する場合があります。

5 参加及び質問の受付・回答

(1) 参加申込み及び質問の受付

本プロポーザルに参加する場合は、参加申込書(様式1)を令和7年7月18日(金)17時(必着)までに提出すること。(郵送の場合は、配達完了が確認できる書留郵便に限る。)

また、本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書(様式2)により、令和7年7月9日(水)17時(必着)までに、電子メールにて提出すること。その際、メールの标题を「質問書(業者名)呉市文化財ストーリーブック作成業務」とし、【E-mail アドレス:bunsin@city.kure.lg.jp】へ送信すること。

なお、参加申込書及び質問書を送った際は、電話で呉市文化振興課(0823-25-3462)へその旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

令和7年7月14日(月)までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、ホームページでもその内容を公開する。質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加してホームページに公開するので必ず確認すること。回答に対する問合せは受け付けない。

質問期間を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、本プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

6 提案の提出

(1) 提出書類

ア 提出する書類は、次の表の①から⑨とし、原則としてA4判縦サイズに横書きで記載し、2穴ファイル等に編冊して、1部は提案者名を記載した正本(同表の①～⑨)、10部は**提案者名を記載していない副本**(同表の②～⑤)として提出すること。

ただし、図表等については、必要に応じてA4判横又はA3判横(織込むようにすること。)も可とする。

また、次の表の①から⑨の正本と副本のデータをPDFファイルに変換したものも提出すること。

<提出書類一覧表>

	書類名	様式等	正本	副本
①	提案送付書	様式3	○	
②	企画提案書	任意書式(頁番号を付す)	○	○
③	業務実績一覧表 及びその添付書類	様式4 副本には、記載実績に関する書類添付は不要	○	○

④	業務実施体制，業務従事者実績調書及び進行管理表	任意様式	○	○
⑤	参考見積書及びその添付書類	任意様式 仕様書（案）に示す業務の経費を記載し，その明細と内訳を添付（任意書式）すること。	○	○
⑥	会社概要	様式 5	○	
⑦	法人登記簿謄本	所管機関の発行するもの	○	
⑧	印鑑登録証明書	所管機関の発行するもの	○	
⑨	納税証明書	呉市又は本社がある市区町村の発行するもの	○	

※⑦～⑨については，提出期限より 3 ヶ月以内のもの（写し可）

イ 企画提案書は，A 4 判で 20 ページ（表紙，目次を除き，図表等を含む。両面印刷で 10 枚）を上限として，簡潔かつ明瞭に記述すること。（A 3 判横は，A 4 判 2 ページ分の扱いとする。）

ウ 企画提案書に用いる文字サイズは，11 ポイント以上（図中の説明は，8 ポイント以上）とすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど，一読して理解しやすいものとする。

(2) 提出手続

提出期限 令和 7 年 8 月 1 日（金）17 時まで（必着）

提出先 〒737-8501 呉市中央 4 丁目 1-6
呉市文化スポーツ部 文化振興課 文化グループ
電話番号 0823-25-3462

提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は，配送完了が確認できる書留郵便に限る。）
持参の場合は電話連絡の上，持参すること。

受理通知 企画提案書等の提出後，提案書等受理通知を送付する。

(3) 提出書類の修正及び返却

提出書類の変更，修正は認めない。また，提出書類は，提案者に返却しない。

7 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

呉市文化財ストーリーブック作成業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が次の項目による評価を行う。

＜提案評価の区分と項目＞

評価項目		配点
①実施体制・業務実績	・業務を安定的に遂行するために十分な人員が組織され，円滑なコミュニケーションが行えるか。〔10 点〕 ・地域の文化財や歴史文化の魅力を発信するための冊子等の作成実績があるか。〔10 点〕	20
②業務の理解度	・地域計画や関連文化財群に関する十分な知識と理解を有しているか。〔15 点〕 ・ストーリーブックを読むターゲットと成果を明確にしているか。〔15 点〕	30
③企画提案内容	・関連文化財群の魅力を十分に発信され，文化財の継承に対する関心の醸成につながる提案がなされているか。〔15 点〕 ・仕様書に指示している以外のことについて，業務達成に有意義で独自の提案がされているか。〔15 点〕	30
④プレゼン方法	・企画提案書やプレゼンの内容が簡潔明瞭にまとめられ，質疑に対する的確に回答できているか。〔10 点〕	10

⑤見積金額	(全見積金額中の最低金額) / (見積金額) × 10 点で算出 (小数点第 2 位を四捨五入)	10
合計		100

(2) 審査

審査は、選定委員会が企画提案書類及びヒアリング（プレゼンテーション及び質疑）により行う。（ヒアリングの日時・場所等の詳細については、後日連絡する。）

(3) 優先交渉権者の選定

選定委員会が採点する各項目の評価点を平均したものの合計点が一番高い提案者を優先交渉権者として選定し、2 番目の提案者を次点者とする。ただし、合計点が 6 割未満の提案者は失格とする。

なお、プレゼンテーションは、実際に本業務を担当する者 1 名及び補助員 2 名を含め、3 名以内とし、主に前者が行うこと。

また、プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは市が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。

(4) 選定結果の通知

令和 7 年 8 月中旬に提案者へ文書で通知する。同時に、優先交渉権者の名称と得点及びその次点者の得点をホームページで公開する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 契約の方法等

呉市と優先交渉権者は協議の上、必要に応じて提案内容に変更、修正を加え、業務の仕様を決定し、業務委託契約を締結する。

業務の仕様に基づいて呉市が作成した設計書により予定価格を決定し、再度、優先交渉権者に見積書の提出を求めるため、契約金額と提案金額は異なる可能性がある。

9 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。

(2) プロポーザル参加（予定）事業者は「呉市文化財保存活用地域計画（本文・概要版）」、「呉の魅力・お宝 90 選」を貸し出す。ただし、プロポーザルに係る目的以外での使用や複写を禁じる。

なお、当該資料は、プロポーザル終了後、速やかに返却すること。

(3) 企画提案は、1 参加者につき 1 提案とする。

(4) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届を提出すること。

(5) 企画提案書の提出者が 1 者のみであっても、審査を実施する。

(6) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。

(7) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成 11 年呉市条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。

(8) 呉市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。

(9) 提案者又は応募グループの構成員が実施要領の公開日から契約締結日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。

ア 呉市から指名停止等の措置を受けた場合

イ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当した場合

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始申立てがなされた場合

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始申立てがなされ

た場合

カ 破産法(平成16年法律第75号)第17条若しくは第18条の規定による破産手続き開始申立てがなされた場合

キ 国税, 地方税を滞納した場合

(10) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは, 呉市文化振興課が, その対応を決定する。

10 プロポーザルに関する問い合わせ窓口

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

呉市文化スポーツ部 文化グループ (担当: 荒平, 小西)

電話番号 0823-25-3462

E-mail: bunsin@city.kure.lg.jp